

改
正
案
現
行

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならぬ。

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第八十五条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

イ 医師又は歯科医師

ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当事数

二 （略）

三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員

(設備及び備品等)

第八十六条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

第八十七条・第八十八条

第八十七条・第八十八条

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱い方針)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱い方針)

第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導のため金は、次に掲げるところによるものとする。

七
(略)

一七八

看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとする。

業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たつては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

三 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

第九十一条(略)

第九十条 第九十一
条（略）

第九十二条、第一百五条

第九十二条、第一百五条
(略)

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針 人員並びに

第百五条の二の五百五条の五

第五條の二の第五條の五（略）

(設備及備品等)

第八十六条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

第三款 設備に関する基準

(利用定員)

第一百五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることのできる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を八人以下とする。

第一百五条の七 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 (略)

第一百五条～第一百九条 (略)

第八章 通所リハビリテーション

第一百十条 (略)

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百十一条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

1 (略)

二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定通所リハビリテーションの単位（その提供が同時に二

(利用定員)

第一百五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることのできる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を五人以下とする。

第一百五条の七 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、八平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 (略)

第一百五条～第一百九条 (略)

第八章 通所リハビリテーション

第一百十条 (略)

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百十一条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

1 (略)

二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定通所リハビリテーションの単位（その提供が同時に二

指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーション事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第百十六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十人以下の場合は、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

ロ イに掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百人又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは

十人以下の利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が二以上確保されること。

ロ イに掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が常勤換算方法で、〇・二以上確保されること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所であつて、指定通所リハビリテーションの提供が同時に十人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合にあっては、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは

言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間

を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されること。

二 (略)

3・4 (略)

第一百十二条、第一百四十条の三十二

第十章 短期入所療養介護

第一百四十二条

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百四十二条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第一百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は

、次のとおりとする。

一・二 (略)

介護職員が一以上確保されること。

二 (略)

3・4 (略)

第一百十二条、第一百四十条の三十二

第十章 短期入所療養介護

第一百四十二条

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百四十二条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一～三 (略)

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第一百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は

、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入

所療養介護事業所にあつては次に掲げる要件に適合すること。

イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者

一人につき六・四平方メートルとすること。

ロ 食堂及び浴室を有すること。

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

第四節 運営に関する基準

(対象者)

第一百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

第一百四十五条～第一百五十三条 (略)

(定員の遵守)

第一百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者

三 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

2 前項第三号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

(略)

第四節 運営に関する基準

(対象者)

第一百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

第一百四十五条～第一百五十三条 (略)

(定員の遵守)

第一百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者

数以上の利用者に対しても同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病

床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

第一百五十四条の二～第二百十六条 (略)

附則

第一条～第四条 (略)

第五条 削除

第一百五十四条の二～第二百十六条 (略)

附則

第一条～第四条 (略)

第五条 施行規則附則第二条の規定により読み替えて適用される施行規則第十四条に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合して

いる診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所における指定短期入所療養介護を提供すべき病室に置くべき看護師若しくは准看護師又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに「以上とする。

2 前項の指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所療養介護を提供すべき病床の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

二 食堂及び浴室を有すること。

三 機能訓練を行うための場所を有すること。

3 当分の間、第二百四十二条第一項中「」の員数は、「」とあるのは「」の員数は、附則第五条第一項の規定あるいは」と、同条第二項中「の入院患者」とあるのは「又は附則第五条第一項の入院患者」と、第二百四十三条中「基準は、」とあるのは「基準は、附則第五条第二項の規定あるいは」と、第二百四十四条中「療養室」とあるのは、「療養室、施行規則附則第二条により読み替えて適用される施行規則第十四条に規定する厚生労働大臣が定める基準に

数以上の利用者に対しても同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療

養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病

床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

第一百五十四条の二～第二百十六条 (略)

附則

第一条～第四条 (略)

第五条 削除

第一百五十四条の二～第二百十六条 (略)

附則

適合している診療所（以下「基準適合診療所」という。）に係る
病室」と、第一百五十四条第二号中「療養病床を有する病院」とあ
るのは「基準適合診療所、療養病床を有する病院」と、「療養病
床又は」とあるのは「基準適合診療所、療養病床又は」と、「病
床又は」とあるのは「基準適合診療所、療養病床又は」と、「病
床数」とあるのは「病床数（基準適合診療所にあっては、指定短
期入所療養介護を提供すべき病室に係る病床数）」と、「病室」
とあるのは「病室（基準適合診療所にあっては、指定短期入所療
養介護を提供すべき病室）」とする。